



金 沢 市 公 報

号外第5号の3

令和元年(2019年)6月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	●教育委員会規則	
●告 示		○金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則 (教育総務課)	3
○金沢市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱 (子育て支援課)	1	●教育委員会訓令甲	
○金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について (保育幼稚園課)	2	○教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (教育総務課)	4

告 示

●金沢市告示第62号

金沢市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和元年6月28日

金 沢 市 長 山 野 之 義

金沢市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「臨時・特別給付金」とは、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の措置として本市が市民に対して支給する給付金をいう。

(臨時・特別給付金の支給対象者)

第3条 臨時・特別給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和元年11月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給に係る監護等児童(同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。)の父又は母(当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。)のうち、令和元年10月31日(以下「基準日」という。)において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないもの

(2) 本市から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者

(3) 国から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者であって、基準日において本市の区域内に住所を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による支給対象者が死亡した場合(この項の規定により臨時・特別給付金を支給される者が、当該者に対して臨時・特別給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)には、臨時・特別給付金は、基準日においてその者の監護等児童であった者に対して支給する。ただし、既に前項の規定による支給対象者に対して臨時・特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

(支給額)

第4条 臨時・特別給付金の支給額は、臨時・特別給付金の支給対象者1人につき17,500円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 臨時・特別給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

2 臨時・特別給付金の支給の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、前項に定める日から6か月を経過した日と

する。

(申請及び支給の方式)

第6条 臨時・特別給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び臨時・特別給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。

(1) 郵送申請方式(申請者が申請書(前項の申請書をいう。以下同じ。)を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 窓口申請方式(申請者が申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が支給対象者に該当するか確認を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

(代理による申請)

第7条 代理人(臨時・特別給付金の支給の申請を代理する者をいう。)は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

(支給の決定及び支給)

第8条 市長は、第6条の規定による臨時・特別給付金の支給の申請があつたときは、基準日の翌日以後、速やかにその内容を審査の上、臨時・特別給付金の支給を決定し、当該支給対象者に対し、臨時・特別給付金を支給する。

(臨時・特別給付金の支給に関する周知)

第9条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の臨時・特別給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 第5条第2項の期限までに、臨時・特別給付金の申請を行わない者は、臨時・特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定により臨時・特別給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により臨時・特別給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、臨時・特別給付金の支給を受けた後に当該臨時・特別給付金の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時・特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時・特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時・特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第63号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和47年告示第54号)の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 令和元年度分の補助金については、第2条第1項中「別表に定める範囲内」とあるのは、「別表の規定により算定した額を12で除して得た額に、平成31年4月分から令和元年9月分までの保育料について設置者が減免措置を行った月数を乗じて得た額(この額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。)の範囲内」とする。

3 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 金沢市長土堀青少年交流センター所長印

別表金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印の項の次に次のように加える。

金沢市長土堀青少年交流センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	長土堀青少年交流センター所長	1	所 流 堀 金 セ 青 ン 少 タ 年 交 長 印
--------------------	-----	-----	-------------	----------------	---	---

(金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「キゴ山ふれあい研修センター所長」の次に「長土堀青少年交流センター所長」を加える。

別表第2中

4	キゴ山ふれあい研修センターの使用承認等				○	
4	キゴ山ふれあい研修センターの使用承認等				○	
5	長土堀青少年交流センターの使用承認等				○	

改め、同表の備考第2項中「及びキゴ山ふれあい研修センター所長」を「キゴ山ふれあい研修センター所長及び長土堀青少年交流センター所長」に改める。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

		地域教育係 青少年教育係	を
		地域教育係	に、
	キゴ山ふれあい研修センター		を
	キゴ山ふれあい研修センター 長土堀青少年交流センター		に

改める。

第6条の表中

	6 市民憲章に関する事項	を
青少年教育係	1 青少年教育の推進に関する事項	
	2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項	
	3 青少年野外体験施設に関する事項	
	6 市民憲章に関する事項	に、
	6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項	を
長土塀青少年交流センター	6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項	に
	1 青少年教育の推進に関する事項	
	2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項	
	3 青少年相互及び青少年と他の世代との交流の促進に関する事項	
	4 青少年野外体験施設に関する事項	
	5 長土塀青少年交流センターの管理運営に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、令和元年7月7日から施行する。

教育委員会訓令甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程（昭和48年教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

別表中央公民館又はキゴ山ふれあい研修センターに勤務する職員の項中「又はキゴ山ふれあい研修センター」を「、キゴ山ふれあい研修センター又は長土塀青少年交流センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年7月7日から施行する。

令和元年(2019年)6月28日 印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)6月28日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄